



平成26年度都道府県医師会 税制担当事務連絡協議会

常任理事 医業経営・福利厚生部長 岡部 實裕

平成26年5月16日（金）に日本医師会で、税制担当事務連絡協議会が開催され、消費税率10%時への対応に関して、控除対象外消費税問題に関する対応の経緯についての説明と、平成26年度の税制改正内容および平成27年度税制改正要望へ向けての動きの説明があった。



冒頭、横倉会長より「日医は、消費税率が8%への引き上げの際には医療機関が過度に負担している控除対象外消費税の抜本的解決に向けて交渉を続けてきたが、診療報酬で対応することで打破することができなかった。10%増税時には、現行の診療報酬での対応は困難であり、中医協でも同様の意見であるが、財務省は、国益に一番影響のない診療報酬での対応をしたいとの考えである。これを阻止するためにも、医療界が一つの方針を決め、まとまって政府と交渉することが大事である」と挨拶があった。

1. 消費税率10%時への対応

(1) 控除対象外消費税問題に関する対応の経緯について

日本医師会 今村聡副会長

消費税導入当初に、消費税という税の仕組みも分からないまま、先進国ヨーロッパが非課税であることを前提として、医療は非課税とすることを医師会



が強く要望したのは事実である。

非課税の場合、医療機関が払う控除対象外消費税に関しては、診療報酬で補填しなければ、すべて医療機関からの持ち出しになってしまうため、平成元年に薬価と本体に0.76%補填をし、平成9年にはさらに0.77%を補填し、合計1.53%の上乗せがされた。

控除対象外消費税を認識し、上乗せが不十分であるにもかかわらず、過去の増税時において十分な修正が行われていなかったことが、控除対象外消費税による医業経営の圧迫という大きな問題へと発展してしまった。

平成9年の消費税5%改定時に、消費税がかかる仕入れに乗ずる係数として「消費税率」ではなく、「消費者物価への影響」が用いられ、診療報酬本体部分の計算式には課税部分を引いているが、不足分の2%ではなく消費者物価への影響として1.5%で試算されており補填が不十分であった。今年4月の診療報酬改定では、新たな補填不足が生じないよう「消費者物価への影響」ではなく「消費税率」引き上げ分が用いられ、改定率は合計1.36%とし、ほぼ全額基本診療料に上乗せされた。

(2) 消費税率10%へ向けての対応について

日本医師会 今村定臣常任理事

第131回日医臨時時代議員会（平成26年3月30日開催）の代表質問において消費税の対応策を示してほしいとの意見をいただき、4月に控除対象外消費税の解決に向けた情報提供を各都道府県医師会に通知した。

消費税率10%への引き上げ時における税制による対応策の選択肢として、「課税による軽減税率」「課税によるゼロ税率」「非課税のまま全額還付」の3つを提案してきたが、今回は、それに加え「非課税のまま一部還付」も選択肢のひとつとし、4つの選択肢に絞り込んで示した。税制のほかに、予算による還付措置も考えられるが、日医としては税制での対応を要望していく方針である。

課税に転換した場合、仕入税額控除が可能な課税制度に転換することとなるが、過去の補填分を明らかにした上ですべて引きはがすことが前提となっている。問題は、引きはがしに関して診療側の見解と

国（支払側）の見解が乖離する可能性が高いことである。診療側は、過去に補填された分と合わせた今年の2.89%の補填について、過去の補填分はどこにいったか分からないという認識だが、国は今の診療報酬のどこかに入っていると言っている。もし、引きはがしが行われた場合、過去の分と合わせた2.89%の部分が該当するのではないかと考えている。

課税の主なメリットとしては、不透明な診療報酬への補填をやめることにより、仕入税額の実質的な負担がなくなるので、日医が主張する抜本的解決となる。デメリットは、国が過去の補填不足はなかった前提で、補填部分の引きはがしをする可能性が高いこと、所得税の四段階制への影響が懸念されること、免税事業者や簡易課税事業者から外れる医療機関が発生すること、事業税非課税への影響があること、診療報酬の補填と比べると税の還付の方は入金が遅くなること、である。

非課税のまま全額還付になった場合は、控除対象外消費税が全額還付されるので、抜本的解決につながるが、課税に転換する場合と同様、過去の補填分はすべて引きはがしを行う可能性が高い。メリットは、免税事業者、簡易課税、四段階制と消費税還付の選択適用とする設計が可能となり、小規模の医療機関には有利な条件と考えられるが、還付率を設定する議論になる可能性がある。法の改正が必要ないことから、税制ではなく予算措置とされる可能性があるので留意が必要である。

今回初めて示した非課税のまま一部還付については、10%増税時に8%までの診療報酬の補填部分に関しては引きはがしをせず、上乗せ補填もしないが、増税となった2%分だけを還付してもらう案である。メリットは、10分の2とはいえ、医療機関ごとの仕入構成に応じた対応となり、全額還付と同様、免税事業者、簡易課税、四段階制、消費税還付の選択性も適用できる。デメリットは、過去の補填不足が未解決となることである。さらに設備投資への対応が不十分となり、病院の負担が解消できないため、別に設備投資手当の検討が必要となることである。

現状のまま診療報酬による補填となった場合、8%増税時と同様の基本診療料中心の上乗せを採用することは不可能だろう。8%時に中医協で支払側が猛反対した経緯があり、1年半の暫定対応なので広く薄く載せる対応で了承されている。

したがって、全く同じ対応は難しい上、過去の補填不足が未解決のままとなり、現状の診療報酬の補填だけでは問題が残るため、日医が方針を決定した時には、関係団体と一致団結して対応していただきたい。

2. 医業税制の主要課題

日本医師会 今村定臣常任理事

平成26年度税制改正について、事業税非課税措置・軽減措置は27年度以降の検討課題とされ、今回の税制改正では継続されることとなった。

また、四段階制についても大綱に記載はないが、存続となっており、医療機関の控除対象外消費税問題については、昨年度と同様に、「医療機関の仕入れ税額の負担および患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることとなり、税制調査会において課税のあり方等について検討し結論を得る」こととされた。結論は先送りとなったが、早急に抜本的解決を実現するため、継続して働きかけをしていくこととなる。

さらに、医業経営に係る相続税・贈与税の納税猶予制度、生産性向上設備投資促進税制（平成26年1月30日施行）、既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置、耐震既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置については制度が創設され、子育てサポート企業に対する税制優遇制度の適用期限延長については、1年の期限延長となった。

平成27年度税制改正に向けて、引き続き要望をしていきたい。



その後の質疑応答では、消費税対応における日医の方向性をめぐり活発な議論が行われ、今村聡副会長より8月中旬から9月上旬頃に、控除対象外消費税の解消に向けた日医案を提示するので、ご理解いただき、地域医療を守るためにも医療界で統合した方針で抜本解決をしなければならないとの話があった。